

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.001

処 分 名	農業経営改善計画の認定
処 分 の 概 要	農業経営を営み又は営もうとする者は、農業経営改善計画を作成し、市町村に提出すると、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号） 第 14 条第 1 項
審 査 基 準	<p>(1) 農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること。</p> <p>改善計画の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の改善目標が、基本構想で定める基準を実現できる目標となっていること。</p> <p>① 年間農業所得が 1 人当たり 560 万円程度 ② 年間労働時間が主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度 計画の有効期間は認定の時点から 5 年とする。</p> <p>(2) 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>① 農業経営に供されている農用地の利用が作付地の集団化・農作業の効率化等に配慮されていること。</p> <p>(3) 改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>改善計画における経営改善の目標に関して、農業経営の現状、改善計画に記載された各事項間の整合性、農業労働力の調達の実現性等をもとに、総合的に判断し改善計画の達成される見込みが確実であること。</p>
標準処理期間	
設定年月日	平成 18 年 10 月 31 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	農業振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■法第12条第1項及び第4項の規定による。

(農業経営改善計画の認定等)

第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 略

4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 基本構想に照らし適切なものであること。

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

■省令第14条の規定による。

(農業経営改善計画の認定基準)

第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者が農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者(法第十三条第二項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。